

機械器具 54 医療用捲綿子
医科用捲綿子 JMDNコード：10172000
一般医療機器

HUB Y - C O T I X 検体採取用綿棒

再使用禁止

【禁忌・禁止】

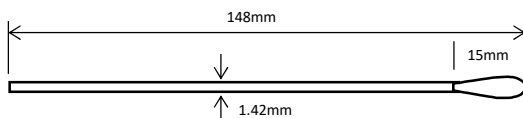
再使用禁止

【形状・構造及び原理等】

1.形状・構造

本品は、ポリスチレン製の軸の先端にポリエステル繊維を巻き付けたもの。

2.寸法



3.原材料

ポリエステル（綿球）、ポリスチレン（軸）
ポリビニルアルコール（糊）

4.原理

患者の検体採取部位に本品を挿入し、先端のポリエステル繊維に検体を付着させることで検体を採取する。

【使用目的又は効果】

検査のための試料を採取する器具。

【使用方法等】

包装を開封し、綿球部分（ポリエステル繊維）を汚染しないように取り出し、綿球部分で検体を採取する。

【使用上の注意】

- (1)本品の使用は1回限りであり、再使用はしないこと。
- (2)再滅菌はしないこと。
- (3)使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
- (4)開封後は速やかに使用すること。
- (5)使用後は、感染防止に留意して安全な方法で廃棄すること。
- (6)包装が破損、汚染している場合や製品に破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。
- (7)検体を採取する前に軸部分を折り曲げたり、湾曲させて使用しないこと。
- (8)検体を採取する時に力をかけすぎると軸を折らないよう注意すること。
- (9)使用中に破損した場合は、速やかに使用を中止し、新しいものを使用すること。
- (10)検体を採取する時には採取する粘膜などの部位を傷つけないよう無理な力をかけないこと。

- (11)使用者は十分に訓練を受け、資格を持った人に限定すること。
- (12)すべての検体は汚染されているものとして、注意して取り扱うこと。
- (13)凍結や過熱をしないこと。

【保管方法及び有効期間等】

1.保管方法

- (1)高温、直射日光を避け、湿気の少ない清潔な場所に保管すること。
- (2)包装材料を傷つけたり、ピンホールを生じさせないように取り扱うこと。

2.使用期限

使用期限は製品の包装に表示されている。
[自己認証（自社データ）による]

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 山洋

〒584-0022

大阪府富田林市中野町東2-2-6

問合せ窓口：☎0120-340-403

製造業者

株式会社 山洋